

平成27年度事業計画書

平成27年4月 1日から
平成28年3月31日まで

平成27年度の基本方針

広島県の高等学校を卒業した優秀な学生に対して、奨学金を貸与することにより、優れた人材を育成することを目的とする。

また、前年度に引き続き、ホームページによる奨学事業の広報を強化し、奨学生の応募拡大に努めるとともに、経費を節減し奨学金事業を堅実に実施する。

1. 貸与事業

学生に対する奨学金の貸与（定款 第4条1項）

(1) 貸付業務

平成27年3月で3名の貸与が終了したので、今年度は応募者のうち新たに4名の奨学生を決定する。

項目	内容	備考
奨学金金額	年額 24万円	1ヶ月 2万円×12ヶ月
貸付期間	原則 4年間	正規の最短修業期間
貸付方法	年4回分割貸付	4月、7月、10月、1月 新規分は4、7月分 一括
平成27年度 貸付内容	予定額 2,640千円	予定者 11名
	内 新規貸付 960千円	内 新規貸付者 4名
貸付者数	11名 平成24年度奨学生の内3年間で 貸付終了1名	平成24年度 3名 平成25年度 2名 平成26年度 3名 平成27年度 4名(予定)

(2) 償還業務

償還中29名、平成27年度より償還開始4名、合計33名が対象者であり大部分は償還計画に従い実行されているが、返済の遅れや返済金額が部分払いになっている者が、数名見受けられる。

こうした滞納者には、電話等による督促を継続するとともに、償還が中断しないよう請求回数を多くして返済喚起に努力する。

奨学金貸付債権額

項目	人数	金額(円)
平成27年度期首残高(予定)	43名	24,258,000
平成27年度貸付金額	11名	2,640,000
平成27年度償還金額	33名	3,096,000
平成27年度期末残高	45名(償還終了2名)	23,802,000

2. 理事会及び評議員会等の開催（定款 第16条、第17項、第22条、第29条）
及び奨学金貸与事業を円滑に進めるため、次の会議を開催する。

(1) 理事会

開催月	主な審議内容	出席者
平成27年5月	平成26年度決算承認	理事、監事
平成28年3月	平成28年度予算(案)審議	理事、監事

(2) 定時評議員会

開催月	会場	出席者
平成27年5月	平成26年度決算承認 理事の選任	評議員、代表理事、業務執行 理事、監事

(3) 奨学生の選考

開催月	会場	出席者
平成27年6月	広島県東京事務所会議室	理事（代表理事含む）

(4) 奨学生との懇談会

開催月	会場	出席者
平成27年6月	広島県東京事務所会議室	理事、監事、評議員、奨学生 (奨学生はOBを含める)
平成27年10月		理事、監事、評議員、奨学生 (奨学生は現支給者中心)